

放課後等デイサービス

学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

対象者

学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害のある児童

サービスの内容

学校授業終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など多様なメニューを設け、本人の希望を踏まえたサービスを提供します。

- 自立した日常生活を営むために必要な訓練
- 創作的活動、作業活動
- 地域交流の機会の提供
- 余暇の提供

本人が混乱しないよう学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性に配慮しながら学校との連携・協働による支援を行います。